

五泉市 賃借料情報

「貸し手」、「借り手」で十分に話し合われ 賃借料をお決めください。

なお、このデータは平成30年1月～12月までに契約された10a当りの賃借料を基にまとめたものです。
賃借料決定の参考にご使用ください。

平成31年2月

五泉市農業委員会

1. 田（水稲）の部

旧五泉地域

地区別	旧等級	主な適用地域	賃借料	平均額	最高額	最低額
五泉	旧1級地	五泉・吉沢・三本木・太田・川瀬・五十嵐新田・土深・能代・二ツ柳・荻曾根・赤海(字善願を除く)	お金	17,100円	20,000円	15,700円
			物納	1.45俵	2.00俵	1.00俵
	旧2級地	赤海字善願	お金			
			物納	1.50俵	1.50俵	1.50俵
菅名 (旧五泉)	旧1級地	木越・今泉・町屋	お金	23,000円	27,800円	17,800円
			物納	1.48俵	1.50俵	1.30俵
新関	旧1級地	船越・下条(字川向を除く)・田屋・猿橋・下新・羽下(字一本杉境・大島・四ヶ村境・地蔵・十五間門・砂田・七十間・保田島・松川を除く)	お金	20,000円	20,000円	20,000円
			物納			
	旧2級地	下条字川向・羽下字一本杉境・大島・四ヶ村境・地蔵・十五間門・砂田・七十間・保田島・松川	お金			
			物納			
川東	旧2級地	不動堂・柄沢・大蔵・菅出・中川新・赤羽・東四ツ屋・四ツ屋新・土堀・猿和田・大須郷・尾白・笹堀・小瀬・小流・荻野島・小山田・小栗山・切畑・大谷・馬下	お金	15,300円	25,000円	10,500円
			物納	1.22俵	2.00俵	1.00俵
	旧3級地	佐取及び未整理地	お金			
			物納			
橋田	旧1級地	橋田・大沢・尻上・西四ツ屋・丸田・石倉・小熊・山崎	お金	16,500円	16,800円	14,500円
			物納	1.32俵	1.72俵	1.00俵
	旧3級地	菅沢及び未整理地	お金			
			物納			
巢本	旧2級地	論瀬・清瀬・高山・一本杉	お金	18,000円	20,000円	15,000円
			物納	1.50俵	1.53俵	1.50俵

- ※ 賃借実例がなかったもの、少なかったものについては、空欄になっています。
- ※ 年間の貸借の件数の少ないものについては、平均値の表示をしていません。
- ※ 特別な事情等で、著しく低額あるいは高額な一部のデータは取り除いてあります。
- ※ 賃借料を物納支給(水稲)している場合は、1俵当り60kgとしています。

2. 畑（普通畑）の部

※ 畑は、対象となる賃借データが少ないため、前回提供した数値を記載しています。

主な適用地域	賃借料	参考額
旧五泉地域 一律 (畑については等級区分なし)	お金	10,500円

1. 田（水稲）の部

旧村松地域

地区別	旧等級	主な適用地域	賃借料	平均額	最高額	最低額
村松	旧1級地	小新保・城下・城跡・一本杉・山王前・諏訪通・茨塚・美郷(旧別所谷地)	お金			
			物納	1.35 俵	1.50 俵	1.00 俵
	旧2級地	御堂入・放山・深沢・貉沢	お金			
			物納			
大蒲原	旧1級地	下大蒲原・牧・上野・寺田・南田中・青橋・中野橋・刈羽・笹野町・長橋・中名沢	お金	15,000 円	15,200 円	15,000 円
			物納	1.29 俵	2.00 俵	0.70 俵
	旧2級地	上大蒲原・高松	お金			
			物納	1.05 俵	1.30 俵	0.84 俵
	旧3級地	1、2級地に属する区域以外の未整理地	お金			
			物納			
十全	旧1級地	別所・大口・中島・安出・大原・蛭野・新屋・山谷	お金			
			物納	1.17 俵	1.33 俵	1.00 俵
	旧2級地	下戸倉・上戸倉	お金			
			物納			
	旧3級地	1、2級地に属する区域以外の未整理地	お金			
			物納			
川内	旧1級地	矢津・下阿弥陀瀬・阿弥陀瀬・夏針・熊沢	お金			
			物納	1.27 俵	1.50 俵	1.00 俵
	旧2級地	川内・水戸野・土渕・暮坪・松野・横渡・笹目・小面谷・下杉川	お金			
			物納			
	旧3級地	1、2級地に属する区域以外の未整理地	お金			
			物納			
菅名 (旧村松)	旧1級地	千原・本田屋・宮野下・石曾根・東石曾根・熊野堂・木越荒屋・上木越	お金	16,200 円	20,000 円	14,500 円
			物納	1.00 俵	1.30 俵	0.63 俵
	旧2級地	上木越字金草	お金			
			物納			
	旧3級地	1、2級地に属する区域以外の未整理地	お金			
			物納			

- ※ 賃借実例がなかったもの、少なかつたものについては、空欄になっています。
- ※ 年間の賃借の件数の少ないものについては、平均値の表示をしていません。
- ※ 特別な事情等で、著しく低額あるいは高額な一部のデータは取り除いてあります。
- ※ 賃借料を物納支給(水稲)している場合は、1俵当り60kgとしています。

2. 畑（普通畑）の部

※ 畑は、対象となる賃借データが少ないため、前回提供した数値を記載しています。

主な適用地域	賃借料	参考額
旧村松地域 一律 (畑については等級区分なし)	お金	8,400 円